

ITER マイクロフィッシュョンチェンバー及び
ダイバータ不純物モニターの
プロジェクト管理作業

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部 計測開発グループ

目次

1. 一般仕様	2
1.1 件名	2
1.2 目的及び概要	2
1.3 作業範囲	2
1.4 作業実施場所	2
1.5 納期	2
1.6 納入場所	2
1.7 検査条件	2
1.8 提出図書	2
1.9 貸与品	3
1.10 品質保証	3
1.11 機密保持	3
1.12 情報セキュリティの確保	3
1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い	3
1.14 グリーン購入法の推進	3
1.15 その他	3
1.16 協議	4
2. 技術仕様	5
2.1 計測システムの概要	5
2.1.1 MFC の概要	5
2.1.2 DIM の概要	6
2.2 MFC/DIM のプロジェクト管理作業	7
2.2.1 ITER 機構との MFC/DIM 技術マネジメント会合への出席及びアクション管理	7
2.2.2 ITER 機構との MFC/DIM 技術プログレス会合への出席及びアクション管理	7
2.2.3 海外製作メーカーとの技術会合への出席及びアクション管理	8
2.2.4 作業報告書の作成	8
2.2.5 業務に必要な資格等	8

1. 一般仕様

1.1 件名

ITER マイクロフィッショングレンバー及びダイバータ不純物モニターのプロジェクト管理作業

1.2 目的及び概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)は、ITER 機構との間で、計測装置に係る「調達取決め」を締結し、ITER の計測装置であるマイクロフィッショングレンバー(Microfission Chamber、以下「MFC」という。)及びダイバータ不純物モニター(Divertor Impurity Monitor、以下「DIM」という。)の調達活動を進めている。令和 9 年度には、MFC 及び DIM の最終設計レビュー(FDR)が開催されるため、最終設計において ITER 機構及び海外製作メーカーとの調整が必要である。

本件は、MFC 及び DIM 調達活動の現状を把握するとともに、MFC 及び DIM 調達における ITER 会合及び製作メーカー会合への参加を通じてプロジェクト管理業務を実施するものである。

1.3 作業範囲

受注者は、「2. 技術仕様」に示す範囲の作業を実施するものとする。

1.4 作業実施場所

受注者事業所内 又は QST 那珂フュージョン科学技術研究所内 等

1.5 納期

令和 9 年 3 月 24 日

1.6 納入場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部
計測開発グループ 指定場所

1.7 検査条件

1.6 項に示す納入場所に 1.8 項に定める提出図書を納入後、本仕様の内容を満たしていること及び 1.9 項に示す貸与品の返却を QST が確認したことをもって検査合格とする。

1.8 提出図書

図書名	提出時期	部数	確認
1 工程表	契約締結後 2 週間以内	1 部	不要
2 打合せ議事録	打合せ後 1 週間以内	1 部	不要
3 作業報告書	納期まで	1 部	不要
4 再委託承諾願 (QST 指定様式)	作業開始 2 週間前まで 下請負等がある場合に提出のこと。	1 式	要
5 実施要領書	契約締結後 2 週間以内 (2.2.5 項に示す要件を含めること)	1 部	不要

これらの文書は文書作成ソフトウェア(MS-Word 形式)で作成し、印刷物として提出するほか、電子ファイルも提出すること。電子ファイルは QST のオンラインストレージに格納し提出すること。

(提出場所)

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部
計測開発グループ 指定場所

(提出書類の確認方法)

QST は、確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに確認を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しな

いときは、受理したものとする。ただし、再委託承諾願については、QST が確認後、書面にて回答する。

1.9 貸与品

本作業で必要となる以下の資料、物品等を無償で貸与する。ただし、貸与品は作業完了時に全て返却するものとする。

- [1] Project Requirements (PR) (ITER 文書番号 27ZRW8)
- [2] 55.B3-Microfission Chambers - PA Annex B (ITER 文書番号 3QRD8D)
- [3] 55.E4 Annex_B for Divertor Impurity Monitor (ITER 文書番号 BFUX77)
- [4] System Design Description Document for 55.B3 Microfission Chamber (ITER 文書番号 3T46BH)
- [5] 55.E4 - System Design Description (DDD) received from the DA (ITER 文書番号 RYRFCU)

1.10 品質保証

本契約においては、全ての作業工程において十分な品質管理を行うこととする。

1.11 機密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

1.12 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、契約条項のとおりとする。

1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い

(1) 知的財産権等の取扱い

知的財産権の取扱いについては別添一『知的財産権特約条項』に示すとおりとする。

(2) 技術情報

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

(3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

1.14 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.15 その他

- (1) 受注者は、QST を経由して IDM(ITER Document Management system)のアカウントを取得し、IDM にアクセスし ITER 機構発行図書を利用できるものとする。尚、IDM を利用する際は、ITER 機構の IDM 利用指針に従うとともに、ITER 計画の知的財産の管理条項を遵守すること。その他の ITER 機

構が定めた規格などに関しては、QST と協議し、適用すべき規格・基準・ガイドラインを特定しながら作業を進めること。

- (2) 受注者は、業務の進行状況を隨時報告し、必要に応じて打合せを行うこととする。また、受注者は打合せ議事録を作成し、QST に提出する。

1.16 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

2. 技術仕様

2.1 計測システムの概要

2.1.1 MFC の概要

ITER のトカマク真空容器の水平断面の概念図を図 2.1 に示す。ITER の真空容器は 18 個のポートに分かれしており、それぞれポート番号 1 から 18 までの番号付けがされている。MFC は図 2.1 に示すとおり、ポート番号 3 及び 11 の 2か所に設置される。

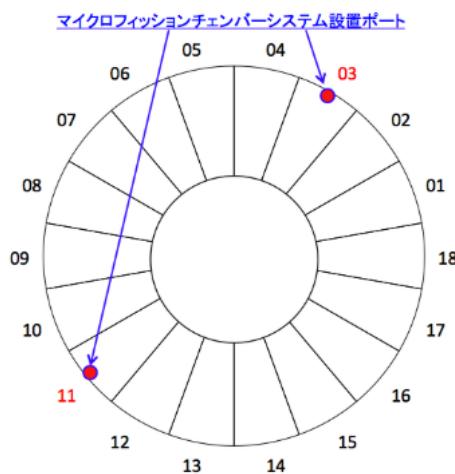


図 2.1 ITER トカマクの水平断面の概念図及び MFC の設置ポート(番号はポート番号を表している)

次に各設置ポートに設置される MFC システムの全体図を図 2.2 に示す。ITER で使用する MFC 検出器は核分裂物質(ウラン酸化物、 $^{235}\text{UO}_2$)が封入された小型の計数管であり、外側上部及び外側下部の 2 か所に設置される。信号ケーブルとして 3 軸同軸無機絶縁ケーブル(MI ケーブル)を使用し、図 2.2 に示す様に、上部ポートで真空導入端子を通して真空容器外の信号ケーブルに伝送される。検出器からの信号はプリアンプ、信号処理モジュールを経て、データ収集装置に伝送され、データ処理される。

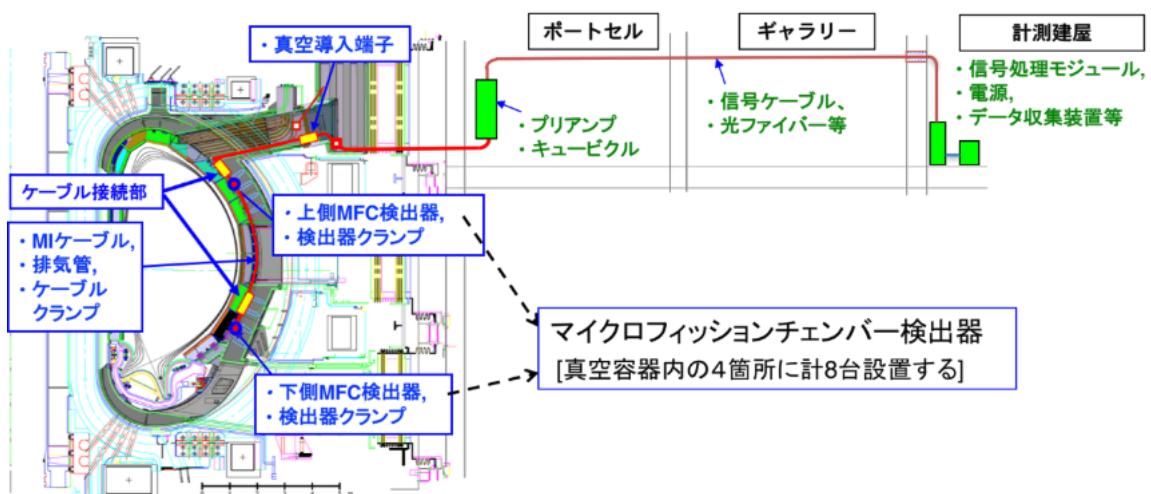


図 2.2 ITER 用 MFC の概要図

このように、MFC 検出器は、二つのポート(ポート番号 3 及び 11)のそれぞれ 2 か所(ITER トカマクプロイダル断面の外側上部及び外側下部)に設置されるため、合計 4 か所設置されることになる。それぞれの設置位置には MFC 検出器が 2 台設置され、ITER 全体では 8 台の検出器が設置される計画となっている。同様に、MI ケーブル、プリアンプ、信号ケーブル、電源等の真空容器外機器も個々の検出器に対応して設置する必要があるため、合計 8 台のシステムが必要となる。ただし、次項に示す通り、真空導入端子 1 台につき、2 本の MI ケーブルが設置されるので、真空導入端子の総数は 4 台となる。MFC に関する計測要求は次のとおりである。

- ① 全中性子発生率範囲 : $10^{17} \sim 10^{21}$ 個/秒
- ② 時間分解能 : 1 ms
- ③ 計測精度 : 統計誤差 < 10%
- ④ 測定モード : パルス計数モード及びキャンベルモード

計測したデータから全中性子発生量を求めるためには、データ処理を行う必要がある。低中性子束領域(計数率: $10^3 \sim 10^6$ 個/秒)ではパルス計数モード、高中性子束領域(計数率: $10^5 \sim 10^9$ 個/秒)ではキャンベルモードで計測データを処理する。

2.1.2 DIM の概要

DIM は、ダイバータプラズマにおける不純物、重水素及びトリチウムの紫外、可視、近赤外のスペクトル線の空間分布を測定し、ダイバータプラズマの制御や物理研究、ITER 装置の保護に関わるデータを提供するための装置である。DIM は、各種スペクトル線の空間分布を詳細に測定するために、上部ポート#01(UP#01)、水平ポート#01(EP#01)及び下部ポート#02(LP#02)にそれぞれ光学機器を設置する。また、ダイバータの内部からも測定するために、ダイバータカセット内に光学系を内蔵したミラー ボックスを取り付け、下部ポート内の光学系を経由して測定を行う(図 2.3 DIM の構成を参照)。ダイバータ領域からの光は、ポートプラグ内に設置される各測定系の先端部光学系により集光され、二重真空シール窓を通してインターパースペース及びポートセルに設置されるリレー光学系に導入される。その後ポートセルに設置される結像光学系により光ファイバー端面上に結像される。光ファイバーの透過率は、紫外領域で短波長側に行くにつれて減少するため、波長域: 200 nm ~ 450 nm の紫外域の光は、ポートセル内に設置される紫外域用分光器(UV 分光器)に数メートル程度の比較的短い光ファイバーを通して導かれ、分光測定される。波長域 400 nm ~ 1000 nm の可視~近赤外域の光はポートセルより離れた位置にある計測室に 100 メートル程度の光ファイバーを用いて導かれ、計測室内に設置される可視域用分光器(VIS 分光器)及び近赤外域分光器(NIR 分光器)により分光測定される。

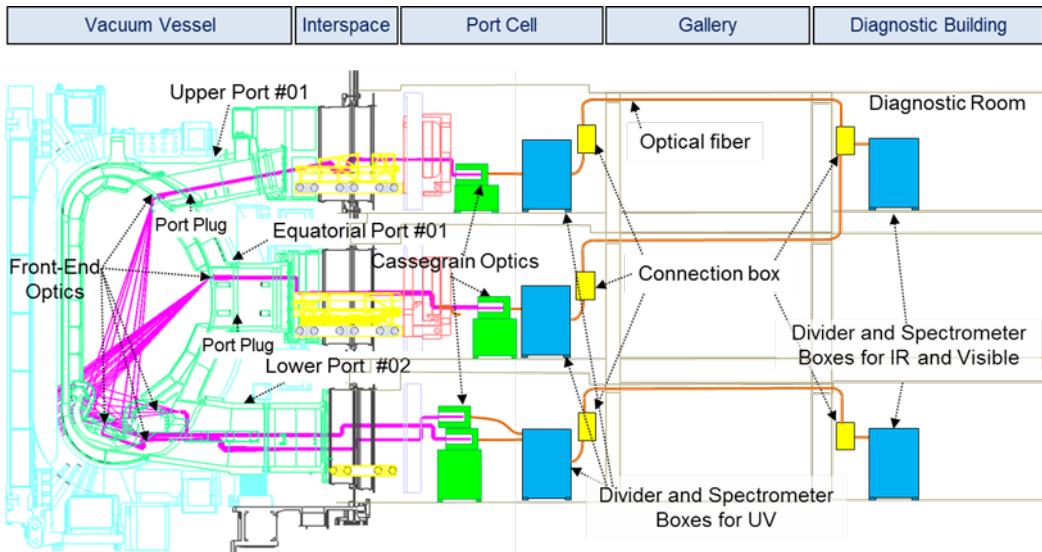


図 2.3 ITER 用 DIM の概要図

2.2 MFC/DIM のプロジェクト管理作業

受注者は、QST 計測開発グループのマネジメント及び技術責任者の支援として、ITER 機構との定例技術会合や、海外製作メーカーとの技術会合に必要となる資料の準備支援を行うとともに、定例技術会合及び個別技術会合に出席しマネジメント的な課題やアクションの整理、技術的な課題やアクションの整理をし、MFC/DIM チームから情報を収集すると共に対応策のための検討支援などプロジェクト管理支援として次の作業を実施すること。尚、会合及びその資料は英語を用いる。また、オンライン会議は原則として日本時間の 9:00-17:30 の中で行われる。

2.2.1 ITER 機構との MFC/DIM 技術マネジメント会合への出席及びアクション管理

QST 計測開発グループと ITER 機構計測チームは、四半期に 1 回程度、MFC 及び DIM の技術マネジメント会合を開催し、設計や技術開発等の進捗確認、技術課題の対応状況の確認等を実施している。受注者は、QST の担当者とあらかじめ調整と会議資料の作成(PowerPoint 文書約 3 枚)の作成を行い、この会議に出席し、資料の説明と会議の進行を行うこと。また議事録(Word 文書 約 1 枚)の作成を行うこと。使用言語は英語とする。当該会議は所要時間 1 時間程度で、オンライン会議とする。会議終了後 3 営業日以内に、会議内容(特に、生じた課題)に関する見解を、速報として口頭で QST 担当者に簡潔に報告すること。また、会議を通じて決まったアクションを整理し、必要に応じて、対応策の検討、QST 担当者のフォロー等を実施すること。

2.2.2 ITER 機構との MFC/DIM 技術プログレス会合への出席及びアクション管理

QST と ITER 機構の MFC 及び DIM 技術責任者は、毎月 1 回程度、MFC 及び DIM の技術プログレス会合を開催し、技術課題やインターフェースの調整を実施している。受注者は、QST の担当者とあらかじめ調整と会議資料の作成(PowerPoint 文書約 5 枚)を行い、この会議に出席し、資料の説明と会議の進行を行うこと。また議事録(Word 文書 約 2 枚)の作成を行うこと。会議終了後 3 営業日以内に、会議内容(特に、生じた課題)に関する見解を、速報として口頭で QST 担当者に簡潔に報告すること。当該会議は所要時間 1~2 時間程度で、オンライン会議とする。また、会議を通じて決まったアクションを整理し、必要

に応じて、対応策の検討、QST 担当者のフォロー等を実施すること。

2.2.3 海外製作メーカーとの技術会合への出席及びアクション管理

QST と海外製作メーカーは、2 ヶ月に 1 回程度、技術会合を開催し、MFC の技術課題や工程の調整を実施している。受注者は、QST の担当者とあらかじめ調整と会議資料の作成(PowerPoint 文書 約 5 枚)を行い、この会議に出席し、資料の説明と会議の進行を行うこと。また海外製作メーカーが作成する議事録(Word 文書 約 2 枚)のレビューを行うこと。当該会議は所要時間 1~2 時間程度で、オンライン会議とする。会議終了後 3 営業日以内に、会議内容(特に、生じた課題)に関する見解を、速報として口頭で QST 担当者に簡潔に報告すること。また、会議を通じて決まったアクションを整理し、必要に応じて、対応策の検討、QST 担当者のフォロー等を実施すること。

2.2.4 作業報告書の作成

上記 2.2.1 項～2.2.3 項にて実施した作業について作業報告書としてまとめ、QST へ提出すること。ITER 機構との技術会合の議事録や、会合用に作成した資料・書類は作業報告書に添付すること。当該報告書の様式は、QST と協議のうえ決定すること。尚、使用言語は日本語とすること。

2.2.5 業務に必要な資格等

業務にあたる作業者は以下を満たす必要がある。

- (1) QST 担当者との意思疎通を日本語で行うことが可能であること(日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること)
- (2) ITER 機構等との円滑な議論及びその資料作成のために、実用英語技能検定(英検)1 級または TOEIC 900 点以上等高い英語力を有すること。

以上

別添一 『知的財産権特約条項』

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利(以下総称して「産業財産権等」という。)
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - 三 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。)及び外国における著作権に相当する権利(以下総称して「著作権」という。)
 - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
 - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
 - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
- 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を

相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則(昭和35年通商産業省令第10号)、実用新案法施行規則(昭和35年通商産業省令第11号)及び意匠法施行規則(昭和35年通商産業省令第12号)等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関する設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内(ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。)は、実施等した日から60日以内(ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による

実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転)

第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合(本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。)には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
- 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内(ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に關し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内(ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放

棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第7条 甲及び乙は、本契約に関する甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

- 一 乙は、甲が国の一要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の一要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。
- 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関する甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関する甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関する乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関する甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことに鑑み、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

- 2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。
- 3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合(乙の親会社が変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。)は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。
- 3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。
 - 一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。
 - 二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。
 - 三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上